

千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会



会報

第弐号 ver1.3

発行日：令和7年12月13日
改訂 ver1.3 令和8年1月29日

発行者：千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会（略称：ちば登文会）

事務局：一般財団法人千葉県建築士会 〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館 4F 043-202-2100

トピックス：令和7年6月12日～13日に国登録有形文化財全国所有者の会の令和7年度全国大会が京都府国登録文化財所有者の会の主催で開催されました。また、9月28日には、千葉県国登録有形文化財建造物所有者の公式行事として見学会を開催し、盛会のうちに終了しました。

1. 国登録有形文化財全国所有者の会の全国大会開催

国登録有形文化財全国所有者の会令和7年度全国大会が令和7年6月12日（木）～13日（金）に、京都市内で開催されました。主催は国登録有形文化財全国所有者の会と京都府国登録文化財所有者の会が務め、文化庁、京都市、京都市などの後援で行われました。

大会の概要としては、市内の文化財見学ツアーと題して、12日と13日にそれぞれ趣の違う京都市内の文化財を見学があり、さらに「登文会フェスタ」は12日午後に、ヒューリック・ホールにて講演会などが実施されました。

総会および講演会は13日の午後に京都文化博物館（旧日本銀行京都支店）にて開催されました。千葉県国登録有形文化財建造物所有者からは、飯沼喜市郎会長夫妻および近藤貴子さん、渡辺俊司氏、佐藤信治監事が参加しました。

この全国大会は、登録文化財の保存継承を目的とする「国登録有形文化財全国所有者の会」（略称：全国登文会）によって開催されています。全国登文会は2019年に設立され、全国各地の登文会（秋田、群馬、東京、千葉、神奈川、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山）が活動しています。



写真1：国登録有形文化財全国所有者の会全国大会で千葉県が設立されたことを報告する飯沼喜市郎（酒々井町／飯沼本家）会長。

全国大会は今回で6回目となり、京都で開催されるのは初でした。

2. 登文会フェスタ（ヒューリック・ホール、12日午後）

主催者代表を代表して、京都府国登録文化財所有者の会の塚本喜左衛門会長が開会挨拶を行いました。引き続き華道家元池坊 次期家元 池坊専好氏が演題「池坊華道の歴史と文化財・伝統を未来へつなぐ」と題した講演会を行いました。その後、パネルディスカッションとなり、池坊専好氏、畠正高氏（香老舗 松栄堂社長）、田中峰子氏（京都府国登録文化財所有者の会副会長）が「京の文化を愉しむ」というテーマで鼎談を行いました。

鼎談の後は、会場を移して交流懇親会が開催されました。会場は、フォーチュンガーデン京都（旧島津製作所本社ビル、写真1,2）です。この建築は、関西地区で名建築を残した武田五一が1927年に手掛けた島津製作所日本社ビルです。この名建築が、レストラン、ウェディング、パーティースペースとして改修され2012年に再オープンしました。まさに全国会の活動趣旨に沿った会場の選定でした。武田五一は、関西建築の父と呼ばれ、2025年に改修された京都市役所や京都府立



写真2：登文会フェスタの後懇親会会場となったフォーチュンガーデン京都（旧島津製作所本社ビル）。京都市では、歴史的な建築物が改修の後様々な用途に活かされている。

図書館を設計した建築家です。

3. 文化財見学ツアー（京都市内の文化財を見学）

文化財見学ツアーと題した見学会は、市内を巡るツアーですがなんと3つも用意されていました。

一つ目は 銀閣寺界隈コースで、銀閣寺と白沙村荘及び 橋本関雪記念館（庭園、美術館）を見学するコースです。

二つ目は、南禅寺界隈コースとして、対龍山荘、南禅寺順正、南禅寺大寧軒を巡るコースです。

三つ目は京都迎賓館コースです。監事の佐藤はこれらの京都迎賓館と京都御苑を案内いただきました（写真3）。

いずれも京都登文会の方が付き添って丁寧にご案内いただき、充実した時間を過ごすことが出来たようです。各コース参加者はツアー終了後、昼食会場「三木半旅館」にあります。

4. 総会について（京都文化博物館（旧日本銀行京都支店））

総会に先立ち「歴史的建造物の保存活用をめぐる近年の動向」と題して、歴史的建築の保存に詳しい工学院大後藤治先生が講演いたしました。その内容は要約すると以下のようになります。

1) 歴史的建造物の保存活用をめぐる動向

キーワード1：連携しての方策

- ①観光地域づくり法人（DMO）
- ②地域の金融機関との連携
- ③インバウンド需要
- ④具体例として、長野県塩尻市奈良井宿（重要伝統的建造物群保存地区）の「BYAKU Narai 歳吉屋」が挙げられました。

2) 歴史的建造物の保存活用計画の策定

キーワード2：建築基準法第3条第1項第3号

制度の概要：同法は、地方公共団体が条例で定める基準に適合し、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した歴史的建築物について、建築基準法の適用を除外できる制度を定めている。これは、歴史的建造物の保存や活用を促進することを目的としている。



写真3：文化財見学ツアーで訪れた京都迎賓館の「藤の間」。藤の花言葉は「歓迎」、京都迎賓館で最も大きな部屋で、洋食の晩餐会や歓迎式典の会場として使用されています。

適用除外の要件：適用を除外するための要件として、「保存活用計画」の策定が必要である。この計画は文化財保護法に基づき策定され、所有者等が都道府県及び市町村教育委員会の指導・助言を得て策定し、必要に応じて文化庁と協議することが求められています。つまり、各自治体が条例で定めれば基準法の適用除外が可能となることがわかったことは大きな成果であった。

3) 適用除外が必要な建築物

課題：文化財保護法の登録有形文化財が制定されているが、手続き規定がない。

対応：千葉県の場合は、佐倉市、野田市など、適用除外条例を制定した地方公共団体が存在している。このため、各地方自治体の理解を得て早急に対応する必要があることが明らかとなった。

4) 文化庁の地域文化財総合活用推進事業

課題：IV 地域のシンボル整備事業：機能維持、文化財保護団体支援

要件：主任技術者、ヘリテージマネージャーがいること、「地域計画上の位置づけ」をする必要がある。

5) 総会について

総会においては、全国登文会 令和6年度 事業・決算報告、令和7年度 事業計画・予算案の承認決議その他が議決された（写真4）。なお、これまで全国登文会の会長は大阪、副会長は京都、愛知、東京の各会長が就任してきたが、今回の総会で秋田県の会長が全国会の副会長に追加指名されました。その選抜理由は「地方の声も吸い上げたい」とのことでした。

京都市内における開催とあって、おもてなし内容が盛りだくさんであり、さらに最先進地における組織力および文化の底力を見せつけられたような全国会でした。これは京都登文会を中心に行政、建築士協会等関連団体とが一体となった実行委員会の組織力のなせる技でしょう。なお、2026年度の全国会は東京で開催予定です。



写真4：全国登文会総会で挨拶する登録有形文化財全国所有者の会 理事長の寺西興一（大阪登文会）氏。

5. 文化財見学会（第001回）「千葉の石 房州石と鈴木家住宅」が開催されました

日時： 9月28日（日）13:00～15:30

場所：鋸山美術館（富津市金谷2146-1）

参加費： 3,000円（入館料・資料・お茶代含む）

見学の主旨： かつて鋸山では『房州石』が盛んに産出されたが、鈴木家はその房州石の切り出しを業とした石材業者の家である随所に良質の房州石が使われているが、なかでも石蔵には最上級の房州石が使われている。現在は鋸山美術館とともに『石と芸術のまち金谷』の活動拠点となっている（参加チラシより抜粋）。当日の参加者は、見学会が19名、内訳は所有者が9名、所有者外は10名でした。



写真5：鈴木裕士鋸山美術館長（富津市鈴木家住宅主屋ほか所有）から、ちょうど見学会当日から始まった企画展の説明を拝聴する。



写真6：美術館を見学の後は、鈴木家住宅主屋を見学し、その後座敷において、鈴木家の富津における歴史と現状の様子をスライドで説明いただきました。



写真7：鋸山資料館（鋸山美術館別館）において、鋸山の石切の歴史について説明する鈴木氏。

情報交流会（見学会終了後）

文化財見学会後の懇親会の参加者は、所有者が9名、所有者外が6名の合計16名でした。見学会が大盛況だったため、時間が押して16時過ぎのスタートとなりました。



写真8：見学会当日は天気も暑く、内容も熱かった！ということで、海の見える「ザフィッシュ」で楽しい懇親会。

6. ちば登文会のホームページができました

ちば登文会HP：<https://chiba-tobunkai.org/>

是非、ホームページにアクセスして、是非とも登録ください。ホームページの担当廣瀬氏が頑張ったおかげもあり、他の都府県のものと比べてもかなり内容が充実しています。皆様がアクセスすることによって、ページビューが増えてますます検索しやすくなりますのでどうか1日一回のアクセスをよろしくお願ひいたします。



写真9：ちば登文会ホームページのトップページ。これからも所有者の皆様の写真等を充実させていきます。

◆ちば登文会 設立の理念◆

会員相互及び文化財所有者の方々との交流訪問
を行って親睦と情報交換を図る
文化財の維持・保存に関する課題解決への知恵を
結集して、後世に継承してゆく
文化財の保護・保存・活用に取組む全国の団体
と連携を図り、協力して活動をおこなう
県民の登録文化財への関心を高め、失う歴史的
財産を減らし歴史・文化の振興に貢献する